

令和6年度  
教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

## 点検・評価 概要版 (令和5年度対象)

習志野市教育委員会



# もくじ

	(ページ)
基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 職員への特別支援教育関連研修の実施 【こども保育課】	1
基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展 いじめの未然防止 【指導課】	2
基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開 読書教育の充実とタブレット端末の活用 【指導課】	3
基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開 防災力を高める教育の展開 【保健体育安全課】	4
基本方針9 文化財の保存と活用 旧大沢家住宅 茅葺屋根の葺き替え 【社会教育課】	5
基本方針12 家庭教育力の向上 「あいあい広場」における保護者向け教育相談の実施 【総合教育センター】	6
基本方針13 地域に開かれた学校づくり 地域とともにある学校づくりの推進 【指導課・社会教育課】	7
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 「向山こども園の開園」 【こども政策課】	8

# 基本方針I 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上

## 具体的な取り組み例

### 職員への特別支援教育関連研修の実施 【こども保育課】

#### 【事業概要】

支援を必要とする子どもへの教育・保育の向上が図れるよう、特別支援教育関連研修として、幼保合同特別研修や支援員研修を実施しています。また、臨床心理士と指導主事等が、公立及び私立の幼稚園、こども園、保育所を訪問し、支援を必要とする子どもが在籍する学級において共に育つ教育・保育体制を図れるよう指導・助言を実施しています。

#### 【幼保合同特別研修】

講師を招いて、特別支援教育に関する研修を実施しました。支援を必要とする子どもに関わる担当職員、及び学級担任が参加し、特別支援教育に関する基礎知識や気になる行動の理解と支援、保護者の理解と関係づくり等、特別支援教育についての学びを深めました。

#### 《研修テーマ》

- ★「インクルーシブな保育に向けた子ども・保護者の理解と関係づくり」
- ★「インクルーシブを考える」

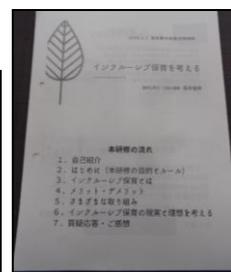
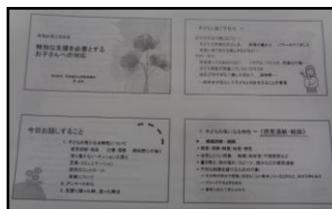


#### 【学級運営支援事業】

支援を必要とする子どもや集団生活で困り感を感じている子どもについて、特性や支援の方法を教職員に伝えると共に、集団保育の中で、その子らしく活動できることを、担任等と共に検討しました。併せて環境構成や特別支援教育担当職員との連携等、学級全体が共に育ち、認め合う保育展開の方法について協議をしました。

#### 【支援員研修】

臨床心理士を講師に招き、特別支援教育担当職員が参加して研修を実施しました。日常の保育の場面を事例として取り上げ、グループワークで意見交換をしたり、臨床心理士からの助言を受けたりして、具体的な支援を必要とする子どもの理解と支援の方法について学びました。



#### 【結果・考察】

研修においては、講師や臨床心理士からの講話や助言を受け、支援を必要とする子どもの特性に合わせた具体的な支援方法を知り、保育指導力の向上を図ることができました。今後も引き続き、特別支援教育関連研修を通して、支援を必要とする子どもの理解を深め、多角的に捉え総合的に支援ができるよう、特別支援教育の更なる充実に努めます。

# 基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

## 具体的な取り組み例

### いじめの未然防止 【指導課】

#### 【事業概要】

いじめの未然防止事業として、弁護士の法務相談並びに弁護士による教職員への研修や児童生徒向けのいじめ防止出張授業を行いました。また、令和6年度は「習志野市いじめ防止基本方針」を見直し、習志野市いじめ防止基本方針に基づき、各校のいじめ防止基本方針を改定するよう伝達しました。

#### 【弁護士による教職員向けいじめ防止研修】

##### 1 内容

- ①いじめ問題等の未然防止のため、法に基づく適切な対応について、関連する法令や事例を踏まえた教職員向けの研修を行いました(中学区ごとに小中教職員を参集し実施)。
- ②いじめ問題等には、児童虐待、体罰、法教育、個人情報を含むコンプライアンスなどが含まれ、児童生徒や保護者への丁寧で迅速な対応をする必要性について再確認する場となりました。

##### 2 研修の様子



#### 【弁護士による児童生徒向けいじめ防止出張授業】

##### 1 内容

- ①児童生徒に対して、法律の専門家としての知見に基づき、ゲストティーチャーとしていじめ防止出張授業を行いました(令和5年度は小学校2校、中学校1校で実施。令和7年度までにすべての小中学校で実施予定)。
- ②いじめが何故いけないのか、いじめを見た場合はどうすればよいのか等について、事例を通じて主体的に考えました。

##### 2 研修の様子



#### 【習志野市いじめ防止基本方針の改定内容】(令和6年1月改定)

- ①各学校のいじめ防止基本方針をホームページで公表することを表記
- ②いじめの未然防止の観点から、傍観者からいじめを抑止する仲裁者、いじめを告発する相談者が現れるようないじめ防止授業を実施することを表記
- ③教職員一人一人が知り得たいじめの情報は組織に報告・共有が必要であることを表記
- ④いじめ防止に対する措置として集約担当の位置づけ、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、集約担当に報告することを表記
- ⑤いじめ重大事態において同種のおいじめの再発防止のために調査結果の概要を本市のホームページで公表することを表記

#### 【結果・考察】

弁護士による教職員や児童生徒向けのいじめ防止の研修・出張授業については、いじめ防止に対する考え方だけでなく、個人情報の扱いや法に基づいた対応の仕方など、幅広い視点でとらえる必要があることを考える良い機会となりました。また、習志野市いじめ防止基本方針を改定したことに伴い、各校で作成している校内のいじめ防止基本方針を見直し、令和6年4月から実効性のあるものとして整えられるように周知徹底してまいります。

# 基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

## 具体的な取り組み例

### 読書教育の充実とタブレット端末の活用 【指導課】

#### 【事業概要】

児童・生徒の更なる読書活動の充実を図るために、令和5年7月より習志野市学校電子図書館「ナラシド♪ライブラリー」を導入し、タブレット端末を使っていつでもどこでも本が読める環境を整えました。タブレット端末の活用を推奨したことと相まって、積極的な利用が見込まれます。学校図書館と電子図書館との並行活用により、さらなる読書活動の充実を目指しています。



#### 【国語の授業での学校電子図書館の活用】

国語で学習した物語の筆者にまつわる作品を、電子図書館を活用してたくさん読むことができます。

同じ書籍を、同時に複数が読むことができるので、児童・生徒がより多くの本に触れ合うことができます。

また、学校図書館に足を運ばなくても、必要に応じて教室で適時読むことができることもメリットの一つです。

#### 【タブレット端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す】

タブレット端末を活用することで、児童生徒は自身の興味関心や進度に合わせて、学習を進めることができます。また、タブレット端末を使用して、グループ内、学級内で、互いの意見を交流し合う学習場面も増えています。今後も、タブレット端末を効果的に活用した、個別最適な学びと協働的な学びの在り方を研究していきます。



#### 【結果・考察】

学校電子図書館の導入により、教室や家庭でも手軽に本を読むことができる機会が増え、読書活動の幅に広がりが見られます。タブレット端末の活用が増えている現在、児童・生徒にとってタブレット端末が身近なものとなっており、紙の本から少し遠ざかっていた子も、自分のタブレット端末で本を読む手軽さから、積極的に読書に取り組む様子が見られます。学校電子図書館の導入により懸念されていた学校図書館の貸し出し状況は大幅に低下することなく、デジタルと紙の本の双方を上手に活用できていると考えられます。

今後、学力調査等においてもCBT化（コンピューターを使って回答するもの）が進むと考えられるので、電子図書等も含めデジタルによる学習材の更なる活用を進めていくことが大切であると考えています。

# 基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

## 具体的な取り組み例

### 防災力を高める教育の展開 【保健体育安全課】

#### 【事業概要】

いつ、どこで起きるかわからない災害時に、自分の命を守る力を身に付けるための安全・防災教育の機会が必要です。近年、教科や体験学習、訓練等とおして防災意識・防災力の向上を推進する学校が増えてきています。どのように取り組んだらよいか、だれに協力を依頼したらよいかなどの課題を捉えた安全・防災学習の取組を、藤崎小学校と第二中学校の2校が実践しました。

#### 藤崎小学校の実践

【千葉県教育委員会指定学校安全教育公開研究会での安全・防災教育】

##### 知る・学ぶ<専門家による指導>

防災士を招き、場所別の身の守り方について一緒に考え、自分の命の守り方について知ることができました。



##### 体験する<起震車体験>

大地震ではどれくらい揺れるのか、実際に揺れている際に自分の身を守るか身をもって体験することができました。



##### 生かす<避難訓練>

さまざまな想定で避難訓練を行うことで、いつでもどこでも自分の身は自分で守れるようにしておく訓練が大事です。



#### 第二中学校の実践 【防災体験学習(1年生)】

さまざまな防災体験コーナーを設け、中学校1年生が一日かけて防災体験をしました



簡易食づくり



煙体験



簡易ベッド組み立て



応急手当



消火体験



簡易テント



避難所体操



濾過器づくり



防災グッズづくり

#### 【結果・考察】

安全・防災意識には個人差があり、取組例は様々あるので、時間を設けて学ぶことが意識を高めるきっかけになります。藤崎小では、教科をとおして安全や防災について学ぶ実践例でした。第二中学校は、体験学習を通して実践力を身に付けることができる例として参考にできる取組でした。防災教育においては、継続して取り組むことで防災意識が高まることから、発達段階に合わせた学習計画を立てることが重要です。また、体験前に何のための体験なのか、災害について被害状況や恐ろしさについて知る機会も計画の中に位置づける必要があります。

## 基本方針9 文化財の保存と活用

### 具体的な取り組み例

#### 旧大沢家住宅 茅葺屋根の葺き替え 【社会教育課】

##### 【事業概要】

指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組んでいます。旧大沢家住宅では、平成15年～16年の2か年に茅葺屋根の全面葺き替え工事を行いました。経年劣化により修理が必要な状態であったことから、令和5年度より屋根の表層葺き替えを行っています。

屋根全体(4面)を2期に分割し、令和5年度は北東面および北西面の工事を行いました。

##### ①工事前の屋根の様子

全体的に押茅竹が露出しており、劣化が目立っています。



##### ②工事の様子

束ねた茅を取り付け、刈り込むなどの作業を行います。



##### ③工事後の屋根の様子

右面が表層葺き替えを行った屋根です。



##### [結果・考察]

茅葺屋根は、雨水が滞留すると茅が傷む原因となることから、日当たりなど周辺の環境にも注意する必要があります。文化財の保存にあたっては、文化財を取り巻く環境の整備も大切であり、今後も一体的に取り組んでまいります。

## 基本方針12 家庭教育力の向上

### 具体的な取り組み例

#### 「あいあい広場」における保護者向け教育相談の実施 【総合教育センター】

##### 【事業概要】

「フレンドあいあい」の機能を市内の複数個所で展開する「あいあい広場」は、様々な理由で学校に行きにくい児童生徒への「安心できる居場所」の提供を目的としています。保護者向けには、プログラムの中に「交流会」を設定し、同じ悩みをもつ保護者同士で話し合う交流の場を提供したり、普段は総合教育センターまで通うことが難しい保護者に対する個別相談を行ったりしています。

##### 【開催状況】

- 1 開催月 : 6月、9月、10月、11月、1月の年5回
- 2 開催場所 : 谷津公民館(2回)、袖ヶ浦公民館、袖ヶ浦体育館と暁風館、中央公民館
- 3 支援者 : 総合教育センター心理士、相談員  
千葉県子どもと親のサポートセンター相談員  
葛南事務所訪問相談員  
習志野市教育委員会指導課指導主事

##### 4 開催内容

###### 【①保護者同士の交流会】

千葉県子どもと親のサポートセンターの相談員や指導主事がコーディネートし、保護者の日頃の悩みやお子さんの様子について話し合いました。また、どのように悩んでいることを乗り越えてきたのか経験談を聞いたり、今、保護者の方が頑張っていることを褒め合ったりしました。

###### 【②保護者の個別相談】

保護者が総合教育センターの心理士や相談員と個別にお子さんの現状について話をしたり、就学についての相談を受けたりしました。また、悩んでいることに関して受け止めつつ、アドバイスを伝えたり、医療機関へつながることをすすめたりすることもありました。

###### 【③児童生徒同士の交流活動】

児童生徒が訪問相談員や総合教育センターの相談員とカードゲームやボードゲームなどを通して活動しました。また、風船や紙飛行機などを用いて、体を大きく動かす活動など、大人とのマンツーマンの活動だけではなく、複数の児童生徒が関わって活動することもあり、保護者は家庭とは異なる児童生徒の姿を見ることができていました。

##### 5 保護者の方からの御意見

「総合教育センターが遠くて通うことができなかったが、(近くの)公民館で行われたことで相談に来ることができ、単発の相談だからこそハードルが下がって話しやすかった。また、同じ悩みをもつ方の話を聞き、自分の話も受け止めてもらってすっきりした。日頃は大人とマンツーマンでしか関わらない(我が)子が、初めて会った子と楽しそうに関わっている姿を見ることができ、とても嬉しかった。」

##### [結果・考察]

市内の様々な場所で「あいあい広場」を開催したことで、保護者も気軽に参加しやすく、一人で抱えてしまっていた悩みを同じ状況の方と話し合うことができ、家庭内での関わり方を学び合うことができる交流の場とすることができました。また、閉鎖的になりやすい児童生徒が他者と関わる機会をつなげることができ、家庭内では見られない姿を表出することもできました。今後も引き続き、市内様々な場所で開催することで、児童生徒の交流の場や保護者の相談の場となるよう開催、運営してまいります。

# 基本方針13 地域に開かれた学校づくり

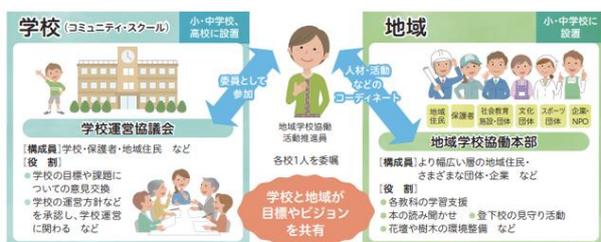
## 具体的な取り組み例

### 地域とともにある学校づくりの推進 【指導課・社会教育課】

#### 【事業概要】

地域とともにある学校づくりを推進するため、令和5年度にコミュニティ・スクールを全内全小中高等学校に設置しました。コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置している学校を指し、地域学校協働本部とともに学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生する活動を推進しています。

#### コミュニティ・スクールの概要



#### 🗣️ どんないろんなことが期待されているの？

地域の皆さんが学校運営に参画することで、学校への理解と信頼が深まるともに、学校も地域のニーズを把握することができます。お互いの経験や知識を生かすことで、学校・地域を活性化します。次のような効果が期待されています。



#### 学校運営協議会の内容

各学校 年4回 実施

#### 【議題の例】

- ・学校運営方針の承認
- ・使用教材について協議  
→保護者負担軽減のため
- ・地域の行事について  
→地域行事へ児童生徒が参加 ボランティア活動を協働して行う
- ・地域のパトロールについて  
→参加した人に腕章を配付する
- ・地域の防災について
- ・ICTの利活用について
- ・学校関係者評価について 等

### 地域学校協働本部

#### 地域学校協働本部連絡会議

各校の推進員と地域連携推進担当教職員を対象とする「地域学校協働本部連絡会議」を年2回実施し、各学校における取組事例の共有や推進員同士の交流を図りました。



#### 地域学校協働活動

##### 【学習支援】

- ミシン学習の補助
- 地域と連携した防災学習
- 地域の方が教える伝統行事

##### 【見守り、事務作業】

- 学校HPの更新
- 給食ワゴンの見守り



#### 【結果・考察】

コミュニティ・スクールの今年度の成果としては、学校運営協議会の開催を通して、「学校運営方針への地域の理解が深まったこと」や「地域の委員の方が学校の活動や児童生徒の様子や学校の課題等を把握できるようになったこと」などが挙げられます。一方、課題としては、「学校運営に協力・参画する人材を発掘すること」、「学校が協議会を通して、情報発信・提供を積極的に行い、地域が参画しやすい学校環境づくりを行うこと」が挙げられます。地域と学校が連携を進め、学校教育活動への参加や児童生徒の学習支援の機会を増やしていくことや、本制度について管理職以外の学校教職員へ周知を図り、理解を深めていく必要があると考えています。

# 基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備

## 具体的な取り組み例

### 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 「向山こども園の開園」 【こども政策課】

#### 【事業概要】

習志野市では、地域の子育ち・子育ての拠点となる市立こども園を、各中学校区に整備すべく、取り組んでいます。令和5年度は、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、向山幼稚園を再編し、保育所機能、在宅の子育て家庭も利用できるこどもセンター機能を追加した「向山こども園」を整備し、令和6年4月1日に開園しました。

#### ○向山こども園

向山小学校の旧サブグラウンドに整備  
 構造：鉄骨造2階建て  
 園舎面積：2099㎡  
 廊下を広くとり、子どもが遊べるように配慮しています。また、2階遊戯室とバルコニーがフラットに繋がることで、子どもの過ごしやすい環境としています。なお、旧向山幼稚園園舎は小学校の一部として利用いたします。



～こども園正門～



～2階遊戯室～



～2階廊下～

#### 【令和6年度利用定員】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間児				20	30	30	80
長時間児	8	20	24	30	30	30	142
計	8	20	24	50	60	60	222

(単位：人)

○こどもセンター（開館日：月曜～土曜日 9:00～16:00 休館日：日曜日、祝日、年末年始）



～こどもセンター入口～



～こどもセンター内部～

こどもセンターは、利用者の利便性を考慮し、専用の入口を設けています。内部も快適に過ごせる設備を設けると共に、こどもセンターから直接園庭に出られる専用の扉もあります。

#### 【結果・考察】

向山こども園は、第一中学校区の市立こども園として、短時間児（幼稚園利用）は3歳児から5歳児まで、長時間児（保育所利用）は57日目（産休明け）から5歳児までの子どもを預かることができる体制を整えています。また、併設するこどもセンターでは、親子で自由に遊んだり、交流したりすることができる場や、子育てに関する情報や学習機会の提供を行い、地域の就学前の子どもとその保護者の子育て支援、地域の子育ち・子育ての拠点となる施設となるような運営を目指していきます。また、残る第五中学校区においても、(仮称)藤崎こども園の令和7年4月1日開園を目指し、整備を進めていきます。

習志野市は  
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

